

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

元従業員の慶弔費用

Q：当社は、退職者に対する慶弔規定はありませんが、1年前に退職した元従業員が死亡したため、遺族に対し見舞金を差し上げました。この費用は交際費になりますか。

A：社会通念上相当と認められる金額であれば、福利厚生費となり交際費に該当しません。

【解説】

役員及び使用人の慶弔、禍福に際し一定の基準に従って支給される金品に要する費用は、福利厚生費となり交際費には該当しませんが、この役員及び使用人には既に退職した役員及び使用人を含むこととされています。

これは、現在の企業では、通常退職した役員及び使用人に対しても一定期間は在籍者と同様の福利厚生活動を行っているため、退職した役員及び使用人を得意先や仕入先等の社外の者と同様に扱うのは適当でないからです。

ご質問の場合、退職した元従業員が亡くなったことに対し、その遺族に見舞金として支出した額が、会社の従業員等である場合の金額に照らし、社会通念上相当と認められる金額である限り、一定の支給基準を定めていなくても、交際費等に含めないことができるものと思われます。

なお、法人が従業員等に対して支給した慶弔金等が一定の基準に従って支給されたものであっても、その額が社会通念上相当と認められる金額を超えるような場合には、その金額がその支給を受けた従業員等に対する賞与として取り扱われることとなります。

